

第 506 回愛知地方最低賃金審議会 議事録

日 時 令和 4 年 8 月 4 日(木) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 20 分

場 所 名古屋合同庁舎第 2 号館 3 階共用大会議室

出 席 者

(公 益 代 表 委 員) 中山恵子会長、小野木委員、中山徳良委員、長谷川委員

(労 働 者 代 表 委 員) 安藤委員、太田委員、大脇委員、木戸委員、中島委員

(使 用 者 代 表 委 員) 江原委員、梶原委員、澁谷委員、堀江委員

(事 務 局) 代田局長、伊勢労働基準部長、高橋賃金課長、服部主任賃金指導官、
木村課長補佐、宮下賃金指導官、高橋賃金指導官、久保賃金調査員

議 題 (1) 愛知県最低賃金の改正決定について
(2) 愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
(3) 愛知県の特定最低賃金の改正決定について
(4) その他

議 事

○高橋賃金指導官

第 506 回愛知地方最低賃金審議会開催に当たり、事務局より御案内いたします。新型コロナウイルス感染症予防の観点から、着座にて御案内いたします。本日御出席の委員の皆様におかれましては、入場時の手指のアルコール消毒及び検温に御協力いただきありがとうございます。机上にはアクリル遮蔽板を設置しておりますが、水分補給時以外のマスク着用の徹底につき、御理解と御協力の程よろしくお願いいたします。

本日の資料につきましては、会議次第に合わせまして資料目次記載のNo.1 からNo.3 を配付させていただいております。御確認いただきますようお願い申し上げます。不足等はありませんでしょうか。なお、本日の審議会は公開となっておりますので、傍聴の方がおみえになっていることを併せて御報告させていただきます。

それでは報道機関の皆様、撮影をお願いします。

それでは、以降の進行につきましては、中山恵子会長にお願いいたします。

○中山恵子会長

それでは、定刻となりましたので、ただ今より第 506 回愛知地方最低賃金審議会を開催いたします。事務局は委員の出席状況について御報告ください。

○高橋賃金指導官

委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は鈴木委員が御欠席で 4 名の委員が御出席、

労働者代表委員は委員5名全員が御出席、使用者代表委員は太簀委員が御欠席で4名の委員が御出席となっております。委員定数15名中13名が御出席され、また、公労使各側委員とも3分の1以上の委員が御出席されております。このため、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数「全委員の3分の2以上又は各側委員の各3分の1以上の出席」を満たしておりますことを併せて御報告申し上げます。

○中山恵子会長

ただ今、事務局より本審議会は定足数を満たしている旨の御報告がありました。では、次第に従いまして議事を進めてまいりたいと存じます。その前に、事務局から報道各社の皆様方への御連絡をお願いいたします。

○高橋賃金指導官

報道各社の皆様に申し上げます。審議が始まりますので、以降の撮影及び録音はお控えいただきますようお願いいたします。

○中山恵子会長

では、議事に入ります。まず、議題(1)「愛知県最低賃金の改正について」です。

愛知県最低賃金の改正については、愛知県最低賃金専門部会において審議を重ね、本日午前中に開催しました第3回の同専門部会において結審いたしましたので、部会長報告を行います。私が愛知県最低賃金専門部会の部会長でしたので、私から同専門部会の審議経過について御報告させていただきます。

○中山恵子専門部会長

配付資料No.1を御覧ください。通し番号1ページでございます。本年度の愛知県最低賃金専門部会は、本年7月1日に改正決定の諮問を受けて以降、計3回開催いたしました。この間、慎重に調査審議を行いまして、本日午前中に開催いたしました第3回専門部会におきまして時間額の合意に至り、全会一致で結審させていただきました。改正内容は、本日の資料No.1の別紙1にございますとおりです。

時間額986円、引上額31円、引上率3.25%とされました。また、効力の発生日は令和4年10月1日でございます。

○中山恵子会長

ただ今、御報告いたしました内容について、何か御意見、御質問等いかがでしょうか。

(意見なし)

○中山恵子会長

よろしゅうございますか。御質問等ないようですので、専門部会の結論をもって、当審議会の結論としてもよろしゅうございますか。

(異議なし)

○中山恵子会長

御異議がありませんでしたので、専門部会の結論と同一内容をもって、当審議会の結論とさせていただきます。愛知労働局長宛て答申について、これから答申文(案)をお持ちしますので、しばしお待ちくださいませ。

(答申文(案)準備)

(答申文(案)配付)

○中山恵子会長

皆様に行き渡りましたでしょうか、よろしいでしょうか。では、再開いたします。事務局から答申文(案)を読み上げて下さいますか。

○服部主任賃金指導官

では読み上げます。

(案)

令和4年8月4日

愛知労働局長
代田 雅彦 殿

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山 恵子

愛知県最低賃金の改正決定について

当審議会は、令和4年7月1日付け愛労発基 0701 第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙

愛知県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
愛知県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 986円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
令和4年10月1日

○中山恵子会長

ただ今の答申文(案)で、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○中山恵子会長

御異議がないようですので、労働局長に答申いたしたいと存じます。事務局は答申文の正本を作成してお持ちください。少々お待ちください。

(答申文準備)

(答申文手交)

(写真撮影)

(答申文(写)配付)

○中山恵子会長

報道機関、傍聴人の皆様へ配付いただけましたでしょうか。では、代田労働局長から答申に対する御挨拶がございます。よろしくお願いいたします。

○代田局長

愛知地方最低賃金審議会委員の皆様方におかれましては、酷暑の時期、また第7波といわれておりますけれどもコロナウィルス感染症、急拡大していると、その防止に最大限配慮が必要となるといった状況の中で、審議会開催に御協力を賜りまして誠にありがとうございます。

7月1日に愛知県最低賃金の改正決定につきまして、諮問させていただいて以降、当地におきます経済・雇用の実態を踏まえつつ、また、中央最低賃金審議会におきます公益委員見解の目安も参酌をいただき、真摯かつ精力的な調査・審議を重ねられ、本日答申をいただいたところであります。労働局長といたしまして、中山会長をはじめ、公労使各委員の皆様方の多大なる御尽力に、心から御礼を申し上げますとともに、これを重く受け止めさせていただきたいと考えてございます。

今後、改正に係る諸手続を進めるということになってまいりますが、私ども労働局といた

しまして、改正後におきましても最低賃金が遵守されますよう、関係機関・自治体等とも十分な連携を図りながら、一層効果的・積極的な周知・広報活動等に当たってまいりたいと考えております。また、中小企業・小規模事業者におきます最低賃金引上げに向けての環境整備といたしまして、極めて重要な位置付けを持つ業務改善助成金につきまして、その活用促進を図ってまいりたいと考えてございます。中小企業・小規模事業者に対しましての各種支援の強化につきましては、関係機関・自治体等とも緊密な連携を図りながら、もとより管下監督署、ハローワーク等を含めまして、私どもといたしまして最大限の努力・取り組みを進めてまいり所存であります。その際、委員の皆様方のお力添えもお願い申し上げるところでございます。委員の皆様方におかれましては、今後におきます特定最低賃金に係る審議を含めまして、引き続き一層の御指導、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

皆様方の御尽力に心から感謝を申し上げまして、お礼の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○中山恵子会長

ありがとうございました。ここで、本年度の愛知県最低賃金の改正について、労使双方の委員の方から総括的なコメントをいただきたいと存じます。まず、労働者代表委員からお願いいたします。

○大脇委員

貴重なお時間ありがとうございます。

今回の審議においては、第505回の本審で主張してきました最低賃金法第1条の最低賃金の目的の第1に、コロナ禍でも懸命に働くエッセンシャルワーカーなども含めまして働きの価値に見合った水準や地方経済の活性化、労働者のやりがい、働き甲斐の向上に繋げるためにも、最低賃金の引上げが重要であると主張してまいりました。今年は、特に春闘の春季生活闘争の中で、中小企業を中心とした多くの企業が、約2%以上の賃上げを実施した直後に始まった、深刻な物価上昇によって明日の生活も今までどおりにいかないといった厳しい生活実態を直視しまして、生活水準の維持向上の観点からも、消費者物価上昇率を考慮した引上げが必要だと強く主張してまいりました。

結果として、私どもが主張した金額には及ばず、目安審議で出されました引上げ率3.3%の公益見解にも及びませんでした。過去最大の引上げ水準を形として示せたことは、私どもが求める、誰もが1,000円という実現に向けて前進したものであると、労働者側としては前向きに受け止めております。最後にコロナの影響から緩やかに回復している中で、ウクライナ危機が引き起こしている原材料高騰などの新たな経済の影響には、予断を許さない状況であります。このような情勢の中でも最低賃金を引上げ、生活の安心・安定を実現することが重要となります。ただし、そのためには中央目安における公益見解でも触れている下請取引の適正化について、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、様々なコストの上昇分を適切な転嫁に向けた環境整備が必要だと考えています。この点についても私たち

から強く要望したいと思っております。

また、6月末までとなっていた業務改善助成金の特例処置が9月まで延長になっておりますが、それも期限が迫ってきておりますので申請漏れがないように労働局の方からも周知徹底の方をお願いしていただきたいと思っております。

○中山恵子会長

ありがとうございました。では、使用者代表委員お願いいたします。

○梶原委員

それでは私の方から、使用者側の意見ということで総括意見を申し上げたいと思っております。

今年度の愛知県の最低賃金ということで、昨年より31円の引上げ、986円という答申がなされております。この金額につきましては、非常に大きい数字であるということで我々としても大変、苦渋の判断だったと認識しております。コロナ感染症との闘いが3年目に入ったことで、感染症拡大防止のための対策を取りつつも、社会経済を活性化していくことが重要な時期を迎えていることで、この間企業におきましても懸命な経営努力、これによる緩やかなるも景気の回復の方向に向かっていることは感じているところでございますけれども、足元の物価高騰に対しまして賃金を引上げていくこと、この必要性につきましては、我々経営側も一定のレベルでは共有しているとは思いますが、ただ急激な円安などを背景にした原材料の高騰、物価の上昇圧力などこういったもの、また新型コロナの第7波というようなことで、こういった景気を減速する懸念材料も現実あるというところでございますので、こういった状況の中で、経営改善に向けた環境というのは非常に厳しい状況であるというのは、これまでも認識いただけると感じております。こういった状況を踏まえまして、経営側といたしましては賃金引上げの必要性は十分理解した上で、最低賃金につきましては企業の生産性向上、経営改善によって原資を確保することを前提に、それに見合う適正な引上げ幅を公労使による丁寧な議論に基づき決定すべきというようなことを主張してまいりました。

その結果、大きな31円というような、大幅な引上げになったところでございますけれども、こうした大幅な最低賃金の引上げにつきましては、業績が回復途上の中小・小規模企業の中においては、生産性向上のための設備、人材への投資、原資が十分に確保できないというような企業も多々ございます。そういった企業においては、その事業継続が脅かされ、雇用、ひいては地域経済に一層の重大な影響が及ぶというようなことを、我々としては懸念をしているところでございます。こうしたこともございますので、行政に対しましては為替を始めとした、現下の物価高騰を緩和する措置、あるいは中小・小規模企業に対する生産性向上や価格単価を含む取引先の適正化に向けた適切な支援策を、これは速やかに、確実に実行していただくというようなことを強く要望したいと思っております。

○中山恵子会長

答申を終わりましたので、公益委員を代表して、私から一言御挨拶させていただきます。

本年度、厳しい社会情勢の中での審議でございました。また、中央ですら一致した意見ではなく公益の提案ということで出てきた目安金額でございました。それを皆様に御協力賜り、全国に先駆けて愛知県全会一致で決められたこと、本当に感謝申し上げます。できましたら、また穏やかな日々が戻るよう、景気も回復するよう祈念するばかりですが、まずは本当にありがとうございました。

○中山恵子会長

では、今回の答申を踏まえた今後の手続について、事務局から御説明いただけますか。

○服部主任賃金指導官

ただ今、審議会会長より愛知労働局長あて答申がありましたので、審議会からの意見の要旨を公示いたします。また、愛知県内の労働者又は労働者を使用する使用者は、この公示があった日から15日以内に愛知労働局長に異議を申し出ることができます。本審議会終了後、本日から8月19日金曜日までの15日間に異議の申出があった場合は、愛知労働局長は審議会に対して意見を求めることとなっており、8月22日月曜日、当該異議に係る意見を求めるための審議会を開催いたします。

仮に22日の審議会において、本日の答申が変更されなかった場合には、その後の官報掲載を経て、本年10月1日土曜日に効力発生となることを予定しております。なお、愛知県最低賃金専門部会については、愛知地方最低賃金審議会愛知県最低賃金専門部会運営規程第9条の規定によりまして、異議の申出期間の満了をもって廃止するとされています。

○中山恵子会長

ありがとうございます。続きまして議題(2)「愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」でございます。愛知地方最低賃金審議会検討小委員会報告について、検討小委員会の長谷川委員長から御説明をお願いいたします。

○長谷川委員長

資料No.2、通しページ5ページ以降を御覧ください。本年度の愛知地方最低賃金審議会検討小委員会は、本年7月1日に特定最低賃金の改正決定の必要性の有無に係る諮問を受け、計3回開催いたしました。この間、改正の申し出のあった6業種、全て労働協約ケースですが、これについて慎重な審議を行いました。

まず、7月13日の第1回検討小委員会では、「愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金」について、「改正の必要性有り」の労使合意に至りました。

次に、7月27日の第2回検討小委員会では、昨年度金額改正が行われなかった、①「愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」、②「愛知県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金」、③「愛知県自動車(新車)小売業最低賃金」の改正の必要性について、審議いたしま

した。これら3業種につきましては、「改正の必要性有り」の労使の合意に至りませんでした。

次に、8月3日の第3回検討小委員会では、①「愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、②「愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金」の改正の必要性について、審議いたしました。「輸送用機械器具製造業」につきましては、「改正の必要性有り」の労使合意に至りました。しかしながら「はん用機械製造業」につきましては、「改正の必要性有り」の労使合意には至りませんでした。

○中山恵子会長

ありがとうございました。ただ今の御報告について各側から御意見いかがでしょうか。労働者側いかがでしょうか。

○大脇委員

大丈夫です。

○梶原委員

特にございません。

○中山恵子会長

ありがとうございます。では、本年度改正の申出のあった6業種に係る特定最低賃金の改正決定の必要性の有無につきましては、検討小委員会において慎重に御審議いただいた結果ということ踏まえまして、検討小委員会報告の内容のとおりといたしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(異議なし)

○中山恵子会長

ありがとうございます。御異議ないようですので、局長に答申したいと思います。答申文(案)についてご用意ください。少々お待ちくださいませ。

(答申文(案)準備)

(答申文(案)配付)

○中山恵子会長

行き渡りましたね。では、事務局から答申文(案)読み上げお願いいたします。

○服部主任賃金指導官

(案)

令和4年8月4日

愛知労働局長
代田 雅彦 殿

愛知地方最低賃金審議会
会長 中山 恵子

愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について(答申)

当審議会は、令和4年7月1日付け愛労発基0701第2号をもって最低賃金法第21条の規定に基づき貴職から諮問のあった愛知県の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

別紙

以下2件の愛知県の特定最低賃金について改正決定することを必要と認めるとの結論に達した。

1 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第3号)

2 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第6号)

以下4件の愛知県の特定最低賃金について改正決定する必要性について、全会一致に至らず、必要性有りとの結論に達し得なかった。

1 愛知県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第4号)

2 愛知県計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第7号)

3 愛知県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第5号)

4 愛知県自動車(新車)小売業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第9号)

○中山恵子会長

ありがとうございます。ただ今の答申文(案)で、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○中山恵子会長

ありがとうございます。御異議がありませんので、労働局長に答申したいと思います。事務局は答申文の正本を作成してください。少々お待ちくださいませ。

(答申文準備)

(答申文手交)

(答申文(写)配付)

○中山恵子会長

続きまして、議題(3)「愛知県の特定最低賃金の改正決定について」です。諮問内容について、事務局から御説明いただけますか。

○服部主任賃金指導官

ただ今、審議会会長より令和4年度の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について答申をいただきました。この答申を受けまして、「改正の必要性有り」とされた鉄鋼業、輸送用機械器具製造業の2業種につきましては、これにより愛知労働局長から愛知地方最低賃金審議会会長に金額の改正決定についての諮問を行います。

改正決定について諮問いたします業種名を、今から改めて申し上げます。

- 1 愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金(平成20年愛知労働局最低賃金公示第3号)
 - 2 愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金(同公示第6号)
- 以上の2業種です。

○中山恵子会長

それでは、局長から諮問文を頂戴したいと存じますので、事務局はご準備くださいますか。

(諮問文準備)

○代田局長

それでは、諮問文を読み上げさせていただきます。

愛労発基0804第1号

令和4年8月4日

愛知地方最低賃金審議会

会長 中山恵子 殿

愛知労働局長 代田雅彦

最低賃金の改正決定について(諮問)

最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第2項の規定に基づき、下記最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

なお、特定最低賃金の2件については、先ほど事務局から説明したとおりでありますので、読み上げを省略させていただきます。

(諮問文手交)

○中山恵子会長

では、諮問文の写しを配付していただけますか。

(諮問文(写)配付)

○中山恵子会長

行き渡ったようです。ただ今、局長から当審議会に対し、愛知県の特定期間最低賃金2件の改正決定についての諮問を受けましたので、最低賃金法第25条第2項の規定に基づき、特定期間最低賃金毎に専門部会を設置して、調査審議を行うこととします。

事務局から、特定期間最低賃金の改正決定に係る専門部会の設置等についての説明をお願いいたします。

○服部主任賃金指導官

専門部会は、最低賃金法第25条第2項におきまして、「最低賃金審議会は、最低賃金の改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない」と規定されております。また、最低賃金審議会令第6条の規定によりまして、専門部会の委員は、公労使各側同数とされ、委員数は9人以内とされております。労使代表者委員の任命は、関係労使団体の推薦があった候補者のうちから、愛知労働局長が任命することとなっております。

労使代表者委員の推薦に係る公示は、本日より8月18日木曜日までの間といたします。また、最低賃金審議会は、最低賃金の改正の決定についての調査審議を行う場合、関係労使の意見を聴くこととなっており、この2業種の改正につきまして、意見を聴く旨及び意見書を提出すべき旨の公示を、本日から8月25日木曜日までの間、行います。

○中山恵子会長

ありがとうございます。ただ今の事務局説明について、御質問等おありでしょうか。

(特になし)

○中山恵子会長

よろしゅうございますね。では、特定期間最低賃金の改正決定について、調査審議を求められましたので、当最低賃金審議会は、専門部会を置くことといたします。また、委員の推薦に係る公示並びに意見を聴く旨及び意見書を提出すべき旨の公示の実施については、事務局から説明がありましたスケジュールで進めさせていただきます。事務局は、所要の手続を進めてください。よろしく願い申し上げます。

○高橋賃金課長

承知いたしました。

○中山恵子会長

では、最後、議題(4)「その他」に移りますが、各委員の皆様方何かおありですか。

(特になし)

○中山恵子会長

では、事務局からは何か御連絡等ありますか。

○服部主任賃金指導官

次回開催につきましては、追って御連絡いたします。

○中山恵子会長

できるだけ調整くださるようお願い申し上げます。では、以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしましたので、第506回愛知地方最低賃金審議会を閉会させていただきます。本日は、お疲れさまでした。また、本当に心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

(令和4年8月4日)第506回愛知地方最低賃金審議会 議事録